

京都市告示第 139 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 11 年 3 月 25 日付けで認可した金屋自治会の代表者変更の届出、平成 16 年 2 月 17 日付けで認可した上黒田町内会の代表者変更の届出、平成 13 年 3 月 30 日付けで認可した瓦町町内会の代表者変更の届出、平成 21 年 1 月 20 日付けで認可した石倉町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 25 年 5 月 20 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
石倉町内会	京都市左京区岩倉長谷町 6 2 2 番地 5 7	京都市左京区岩倉長谷町 5 7 7 番地 1 9

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
金屋自治会	河原林 敏彦	森下 秀生
上黒田町内会	古川 敬次郎	段本 雅巳
瓦町町内会	小松 剛一郎	杉田 達夫
石倉町内会	田口 恵子	宮本 保江

3 代表者の住所

	変更前	変更後
金屋自治会	京都市右京区京北下弓削 町狭間谷 1 番地 3 4	京都市右京区京北下弓削 町狭間谷 4 番地の 3 6

上黒田町内会	京都市右京区京北上黒田町上農61	京都市右京区京北上黒田町上農57
瓦町町内会	京都市伏見区深草瓦町90番地の3	京都市伏見区深草瓦町102番地
石倉町内会	京都市左京区岩倉長谷町622番地57	京都市左京区岩倉長谷町577番地19

(文化市民局地域自治推進室)